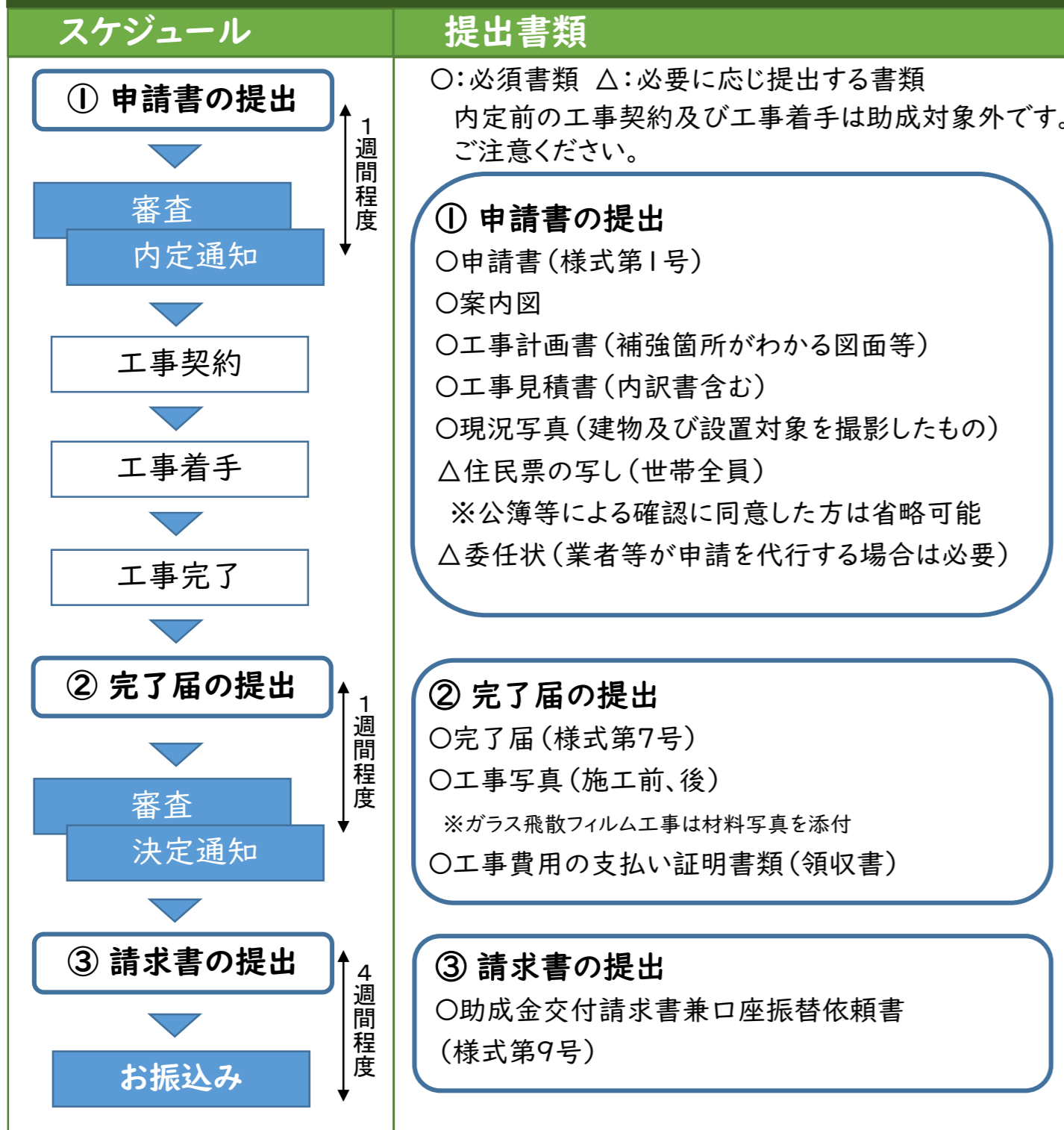


助成手続きの流れ



※上記のほか、必要に応じて記載外の書類を求めることがあります。

※お客様は助成金額を差し引いた金額を施工業者に支払い、区が助成金額分を施工業者に支払うこともできるようになりました。(代理受領制度)詳しくは下記まで、ご相談ください。

問合わせ先

足立区建築防災課耐震化推進係

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区役所本庁舎中央館4階

電話:03-3880-5317

ファックス:03-3880-5615

Eメール:kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

地震被害を軽減するため助成をしています

令和5年4月1日より
助成額をUP!

3年間
限定

家具転倒防止器具取付工事 窓ガラス等飛散防止工事

助成制度のご案内



対象者

■ 足立区在住で自身の居住する住宅に工事を実施する方

■ 令和8年3月31日までに工事完了の手続きを行った方

※ 賃貸住宅にお住まいの方は、事前に建物所有者などから承諾を受ける必要があります。

対象工事

① 家具類の転倒防止工事

たんす・食器棚・本棚などの転倒防止器具（鎖・ベルト・壁止め金具・扉の開放防止装置 など）の取付工事

※壁や柱等の躯体に家具等を固定する工事が対象です。

※つっぱり棒等の取付工事が伴わない場合は助成できません。



② ガラスの飛散防止工事

建物の窓ガラス、又は家具等の窓ガラスに、飛散防止フィルムを貼る工事



助成金額（消費税及び千円未満の端数は助成対象外）

／ 限度額 10万円 ／

※ 対象工事費と限度額10万円のいずれか低い額が助成額

<助成金額の活用例>

(例1) ①家具類の転倒防止工事 8万円 ②ガラスの飛散防止工事 7万円

工事費用15万円のうち、10万円を助成

※ ①と②の工事を同時に行う場合は、見積書の項目を分けていただく必要があります。

(例2) ①家具類の転倒防止工事 10万円

工事費用と同額の10万円を助成

(例3) ②ガラスの飛散防止工事 8万円

工事費用と同額の8万円を助成

注意点

■ 助成は1世帯に対して1回のみです。10年経過後に再度申請が可能です。

■ 助成の申請前や内定前に工事を行った場合は助成できません。

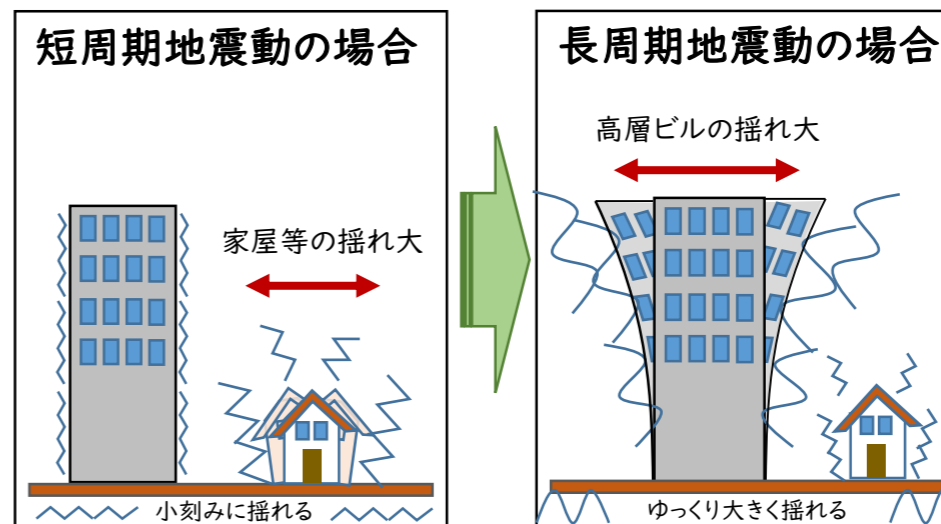
■ **区内施工業者**による工事が対象になります。

■ 助成申請を行った同一の年度内（3月31日まで）に工事完了の手続きが必要です。※土日祝日は含みません。

■ その他、条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

高層住宅ほど対策を!!

<地震による建物の揺れ方の違い>



長周期地震動とは…

大規模地震の発生時に生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れ

長周期地震動により、高層建築物ほどよく揺れる可能性があります。

被害を最小限に抑えるため、家具類の転倒防止やガラスの飛散防止などの備えを行いましょう。

■ 悪徳リフォーム業者及びサギにご注意! ■

公的機関とまぎらわしい名称を用いて耐震補強を勧誘する訪問営業が多発しております。訪問者の身分証など確認ください。不審な点がありましたら、お問合せください。